

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月28日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第80号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第23条第4項第1号ア中「3,700円」を「3,000円」に、「4,300円」を「3,600円」に改め、同号イ中「4,450円」を「3,600円」に、「5,150円」を「4,300円」に改め、同号ウ中「4,700円」を「3,800円」に、「5,500円」を「4,600円」に改め、同号エ中「5,850円」を「4,750円」に、「6,800円」を「5,700円」に改め、同項第2号ア中「3,350円」を「2,750円」に、「3,900円」を「3,300円」に改め、同号イ中「3,900円」を「3,200円」に、「4,550円」を「3,850円」に改め、同号ウ中「4,450円」を「3,600円」に、「5,150円」を「4,300円」に改め、同項第3号ア中「3,050円」を「2,500円」に、「3,550円」を「3,000円」に改め、同号イ中「3,350円」を「2,750円」に、「3,900円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「3,450円」を「2,800円」に、「4,000円」を「3,350円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)